

さくらの 市議会 だより

定例会概要.....4
 議案議決結果.....5～6
 総務委員会.....6～7
 代表・一般質問.....7～9
 特集.....10

題字 桜井高校書芸コース3年 南心 さん
 写真 奈良県景観資産写真 (大字笠: そばの花)

5月臨時会・6月定例会開催

令和5年5月臨時会

統一地方選挙による改選後の最初の議会として、5月10日(金)に令和5年第一回臨時会が開催されました。

【主な審議内容】

- ◇議長副議長選挙
- ◇常任委員等役員改選
- ◇専決処分等の報告案件6件
- ◇一般会計補正予算案(第1号)
- ◇監査委員選任

令和5年6月定例会

改選後、最初の定例会は、6月13日(金)から30日(金)までの18日間の会期で開催されました。

【主な審議内容】

- ◇専決処分を含む報告案件5件
- ◇一般会計補正予算案(第2号)
- 他議案4件
- ◇発議案1件
- ◇同意案15件

トピックス

保育士・家庭児童相談員・幼稚園教諭に関する桜井市会計年度任用職員の給与額引き上げ

6月定例会では、保育士・家庭児童相談員・幼稚園教諭に関する桜井市会計年度任用職員の給与額を引き上げるための条例一部改正案(議案第20号)と、それに係る人件費等の補正予算案(議案第19号に含まれる)が提出され、可決されました。

この議案が提出された背景には、保育士・家庭児童相談員・幼稚園教諭の働き手不足があり、条例を改正して給与額を引き上げ、人員確保に務めるためのものです。

【令和5年度保育士・家庭児童相談員・幼稚園教諭人件費引き上げに伴う所要額】

1,442万1,000円

※6～7ページ総務委員会での関連質疑参照

5月臨時会

議案番号	件名	概要	議決結果
報第1号	専決処分の報告、承認を求めることについて（令和4年度桜井市一般会計補正予算（第11号））	補正額 △4,450万円 予防費で、支出実績に基づく予防接種委託料及び予防接種扶助費の減額補正△4,100万円他	承認
報第2号	専決処分の報告、承認を求めることについて（桜井市税条例の一部を改正する条例）	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額減額措置を追加する一部改正他	承認
報第3号	専決処分の報告、承認を求めることについて（桜井市都市計画税条例の一部を改正する条例）	地方税法を引用する項番号についての一部改正	承認
報第4号	専決処分の報告、承認を求めることについて（桜井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	課税限度額のうち、後期高齢者支援金等課税額の上限額が引き上げられたことから、本市における課税においても同様の引き上げを行う一部改正他	承認
報第5号	専決処分の報告、承認を求めることについて（桜井市介護保険条例の一部を改正する条例）	新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入等が減少した被保険者等に対する介護保険料の減免措置を令和4年度までとする一部改正	承認
報第6号	専決処分の報告、承認を求めることについて（特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例）	特別職の職員で常勤のものである副市長の給料月額の特例期間を「令和5年4月1日から令和9年3月31日まで」に延長する一部改正	承認
議案第18号	令和5年度桜井市一般会計補正予算（第1号）	補正額 4億7,406万8,000円 民生費で、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対する給付金及び支給にかかる事務費2億3,869万円他	可決
同第2号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める	同意

6月定例会

議案番号	件名	概要	議決結果
報第7号	専決処分の報告、承認を求めることについて（令和5年度桜井市駐車場事業特別会計補正予算（第1号））	補正額 1億2,813万8,000円 令和4年度桜井市駐車場事業特別会計において、1億2,813万7,936円の赤字決算となることから、繰上充用金で補填。	承認
報第8号	令和4年度桜井市繰越明許費繰越計算書の報告について	令和4年度会計にて繰越した分庁舎等改修事業等について、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費繰越計算書の報告	報告
報第9号	令和4年度桜井市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	令和4年度会計にて繰越した浄水施設事業及び送配水管設備事業について、地方公営企業法第26条第3項の規定による予算繰越計算書の報告	報告
報第10号	令和4年度桜井市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	令和4年度会計にて繰越した管路建設事業について、地方公営企業法第26条第3項の規定による予算繰越計算書の報告	報告

議案番号 (付託委員会)	件名	概要	議決結果
報第 11 号	桜井市清掃公社及び桜井市文化財協会の経営状況を説明する書類の提出について	地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による桜井市清掃公社の令和 4 年度決算及び令和 5 年度予算並びに桜井市文化財協会の令和 4 年度決算の報告	提出
議案第 19 号 (総務委員会)	令和 5 年度桜井市一般会計補正予算 (第 2 号)	補正額 3 億 2,236 万 4,000 円 予防費で、新型コロナウイルスワクチンの接種における体制整備及び実施のための所要額 1 億 2,334 万 5,000 円他	可決
議案第 20 号 (総務委員会)	桜井市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について	桜井市会計年度任用職員 (保育士、家庭児童相談員、幼稚園教諭) の給料及び報酬額を引き上げるため、所要の改正を行う。	可決
議案第 21 号	卑弥呼の里・桜井ふるさと基金条例の一部改正について	新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症への位置づけに変更されたことに伴い、寄附者が指定できる事業の項目から「新型コロナウイルス感染症助け合いに関する事業」を削除するための所要の改正他	可決
議案第 22 号	桜井市税条例の一部改正について	森林環境税の徴収に係る一部改正他	可決
発議第 3 号	特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について	提出先：文部科学大臣、財務大臣	可決
同第 3 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	桑原直人氏	同意
同第 4 号～ 第 17 号	桜井市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	箕輪周治氏、森岡安佐子氏、青木麻美氏、榊井利行氏、山本廣幸氏、森本修市氏、細田周作氏、中畑博氏、橋本和三氏、鳶岡孝夫氏、榊原雅彦氏、新井博子氏、西川和男氏、藤本俊彦氏	同意

議案第 20 号に係る改正の内容

フルタイム	改正前 (月額)	改正後 (月額)
保育士・家庭児童相談員・幼稚園教諭	216,900 円以下	230,000 円以下

パートタイム	改正前 (時間額)	改正後 (時間額)	改正前 (月額)	改正後 (月額)
保育士	1,332 円以下	1,413 円以下	216,900 円未満	230,000 円未満

総務委員会 (付託案件 2 件)

令和 5 年度桜井市一般会計
補正予算 (第 2 号)

問 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、又、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金において、国庫補助金の精算に伴う返還金の額が多額に上った理由について。

答 家計が急変することで、住民税非課税世帯と同等の状況となった世帯数が申請時点では不明のため、多めに見積もったところ、実際の家計急変世帯はこれを大幅に下回ったため。

問 新型コロナウイルスワクチン接種業務の外注について、全国でコールセンターに関する不正のニュースが上がっているが、桜井市ではそうした事案は発生していないのか。また、これまでと同じように委託するのか。

答 コールセンター業務受注の件に関し、本市でも担当課で審査し、特段問題がなかったため、引き続き契約し、現在もコールセンター業務を実施している。

問 沖縄では感染拡大が大変な状況であるが、十月頃としているワクチン集団接種の実施時期を前倒しする考えはないか。

答 国では、春接種のオミクロン株対応ワクチンが、5月8日からスタートし、本市も5月12日から予約を開始した。秋接種は、現在流行している別の株対応ワクチンに切り替え、国が9月以降の実施予定で、この時期を早めることは困難であるが、準備を前倒しし、速やかに接種できるよう体制強化に努める。

問 朝倉小学校学童保育所の拡張について、どのような内容か、また、いつから工事をするのか。

答 拡張工事については、現在の学童保育所の隣にある特別支援学級を校舎内の別の階に移設し、その部屋を学童保育所として拡張する。工事は、議会閉会后、早急に業者選定し、早ければ夏休みに入ってからすぐに受け入れを開始したい。

問 今回委託する学童保育の指定管理料では、指導員の給料単価は改善されるのか、給料単価のアップは考えているか。

答 学童保育指導員の処遇改善は2年前に実施しており、今回の指定

管理料にも処遇改善分を含む。また、今回の拡張に伴い指定管理料の上乗せを図っている。

問 朝倉小学校学童保育所以外の学童保育所の待機児童解消はどのように考えているか。

答 5月1日現在の待機児童52名の内、朝倉小学校の17名をこの事業で解消する。その他の学童保育所待機児童は、夏休み期間中に全ての解消を目指す。なお、城島小学校学童保育所待機児童21名については、夏休み期間中のみではあるが、学校の1階教室を活用して学童保育を行うよう調整を進める。

桜井市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

問 今回の保育士、幼稚園教諭等の給与引き上げで、他市と比べどのような状況になったのか。給与額を改善したもの、募集しても応募がなかった場合は、もう一度見直すのか。

答 今回の給与引き上げ後において、県内12市中6番目程度になる。これにより、保育士、幼稚園教諭等の確保に精一杯努める。結果が伴わなければ、その時点で検討する必要がある。



代表質問「公明党」

- ①自転車の安全対策について
- ②熱中症対策の推進について



大西 亘 議員

問 ①自転車の乗車用ヘルメット着用について努力義務化されたことを受け他の自治体でその購入補助が実施されているが、本市で実施できないかとの声が届いているが実施する考えはないか。②熱中症の予防のためには、企業や地域の皆様の協力を得ながら、クーリングシェルター施設などの取組みも必要と考えるが、本市の取組みについて伺う。また、給水スポットの設置もクーリングシェルターとしての機能を充実させる対策として有効と考えるが本市の考えを伺う。

答 ①補助制度については、今後、県内、県外の事例も参考にしながら、本市での制度化に向けて取り組んでいきたい。②クーリングシェルターについては前向きに、また、衛生面などの課題も含めて、給水器については慎重に検討してまいりたい。

【その他の質問項目】 ● 「COCOLO プラン」を受けての不登校支援の推進について



代表質問「新政自民クラブ」

今後の市政の対応と県との連携について



東 俊克 議員

問 4月の奈良県知事選挙にて、県の大型プロジェクト等の検証・見直しによって教育無償化や子育て支援の財源を生み出すことを公約に掲げ、山下知事が誕生した。今後、松井市長は、どのように山下知事と向き合わせ、関係を構築されるのか尋ねる。

答 山下知事は、大型ハード事業や大型プロジェクトの予算執行を中止するという判断を示された。しかしながら、奈良県をあらゆる面で発展させていくという思いは、私も同じ思いでこれまでも取り組んできた。そうしたことから、これまでの桜井市の取組みをしっかりと訴えていく必要があるものと考えている。職員同士の関係も含め、県とのパイプをこれまで以上にしっかりとしたものにして、情報収集に努めたい。また、今後いろいろな機会を通じて知事と意見交換ができるものと考えているので、そういった機会を通じてしっかりと関係構築を図りたい。



一般質問

桜井駅前の市営駐車場
について

阪口 豊 議員

問 桜井駅前の市営駐車場に係る駐車場事業特別会計は、1億2,813万8,000円という多額の赤字で、非常事態となっている。本気で何らかの抜本的な解決を図らなければ、将来、若い世代への大きな負担となる。このことについて具体的な解決策を考えているか、また、今後どのような運営を行うのか。

答 桜井駅前駐車場は利便性が高く、一般会計に黒字分を繰り出すなど平成16年まで黒字。その後、民間駐車場開設等により利用者が減少。平成17年度から赤字となるが経営改善を図り、平成28年度以降は単年度黒字となった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し令和2年度より再び赤字に。今年度は感染症5類移行により利用が増加し単年度黒字を見込む。今後、経費の削減に努め桜井市駐車場整備事業経営戦略に基づき運営する。

【その他の質問項目】●市の活性化と魅力創出について



代表質問「桜井黎明の会」

桜井市のまちづくりに
ついて

岡田 光司 議員

問 桜井市の5つの包括協定を全体的に統括するのはどの部門か。見やすいホームページについて検討すると言われたが、改善されたのか。粟殿周辺地域のまちづくりは、今後どのように展開するのか。少子化対策を含め、人への投資は今後も大変重要であると考えているかどうか。

答 県との窓口は行政経営課、各地区の進捗状況等の管理はまちづくりの担当部署が行う。掲載内容の更新は行ったが見やすさに対する更新はできていない。引き続き検討し今年度中に改善するようにしたい。ハード整備はほぼ完了した。今後はソフト事業を中心に、これまでの取組みを踏まえさらなる充実を進めたい。子どもへの投資は未来の桜井市への投資と考える。子どもや子育て世代へ投資できる財政的規模を担当部局と確認している。中長期的な視点を持って取り組んでいく。

【その他の質問項目】●桜井市地域公共交通計画について



一般質問

防災対策における自衛
隊との連携について

山岡 康了 議員

問 毎年のように発生する地震・台風・豪雨、また、災害のみならず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、危機管理行政を取り巻く環境は大変厳しい。いざというときに迅速確な即応体制を普段から維持向上するため、防災に関する専門性の高い国等の機関との連携が重要である。防衛省では、地域防災マネージャー制度を設け、専門的知識のある退職自衛官を地方公共団体の防災対策の即戦力として斡旋している。この制度を活用し危機管理体制の充実を図る考えはないか。

答 南海トラフ巨大地震等の近い将来発生が予想される大規模災害において、強いリーダーシップや指導力の下、迅速確な災害応急対応も期待できることから、退職自衛官を雇用することは大変有用であると考えている。平時においても退職自衛官の持つ能力やノウハウを十分に発揮できる業務内容や組織の位置づけなど研究しながら今後検討していきたい。



一般質問

市の子ども子育て支援
について

土家 靖起 議員

問 少子化の背景には、結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていると指摘される。国は、子ども・子育て政策の基本理念として、「若い世代の所得を増やす」等3点を掲げ、子どもと向き合う喜びを最大限に感じるための4原則を示している。このような状況を踏まえ、市の子ども・子育て支援の何が課題で、今後どのような方針の下、取り組んでいこうと考えているか。

答 保健福祉センター「陽だまり」開設以来、妊娠期から子育て期まで切れ目なく子育て中の親子に寄り添った支援を進めている。しかし、こども家庭庁発足以降、年齢に基づかない子どもへの対応について、市の施策は十分ではないとも感じている。国等の動き、子育て世代の人たちのニーズを施策に反映させ、子どもを地域全体で育てる機運を醸成していきたい。

【その他の質問項目】●市の行財政改革について



一般質問

公立保育所の老朽化について



鍛治 結花 議員

問 ①公立保育所の老朽化の実態を、市は今まで放置してきたのではないかと問わざるを得ない。市長はどのように考えているか。②市は計画的なメンテナンスを行ってきたか。また優先して実施すべき課題については。③子どもたちの安全を最優先として、災害等に備えて特別予算を組む等、早急に実施すべきと考えるがどうか。

答 ①担当課が定期的な点検を行い、現場の要望に応じて修繕等を行っている。②劣化度調査結果をもとに個別施設計画を立て、改修等の優先順位設定を行っている。メンテナンスは長期的には予算措置が必要で中期財政計画に組み込んでいく。中期的には空調や給排水等の維持管理に、短期的には故障等に対応している。③予算もしっかりとつけ対応していく。子どもたちの安全を最優先とする保育を実施してまいりたい。

【その他の質問項目】 ●桜井市立認定こども園について
●新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行について



一般質問

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の推進について



島岡 誠 議員

問 令和6年度から桜井市重層的支援体制整備事業の本格実施に向けて取り組まれる事業の核となる方向性、進めるに当たっての桜井市の考え方について、福祉の専門職である社会福祉士の必要性をどのように認識されているのか。また、配置の予定はあるのか。

答 地域共生社会の実現に向けて重層的支援体制の整備事業を実現していかなければならない。現在実施している相談事業の担当者や関係者が集まる会議体等を設置して、情報共有や支援プランの作成を行うとともに、アウトリーチなどの継続的な伴走支援や、多くの機関が共同して支援を実施することが重要であり、市全体で断らない包括的な支援体制の構築を目指し、市民の皆さんにも協力を得ながら、関係機関と連携を図り、重層的支援体制整備事業に取り組む。福祉行政において社会福祉士は必要である。配置の検討も含め、しっかりと取り組んでいきたい。

議会だよりの表紙を飾る写真等を募集しています

▶募集内容 市内の「自然」「暮らし」「まち並み」「イベント」など、桜井市の魅力を紹介できる写真や絵画、イラスト作品（オリジナル作品に限る）

▶選考方法 議会広報委員会で選考

※応募条件や方法は、議会のホームページ、または議会事務局（☎42-9132）へお問い合わせください。



詳細はこちら▲

映像配信しています



本会議の様子（録画）をインターネットでご覧いただけます。各議員の二次元コードが議会ホームページへアクセスしてください。パソコン・タブレットからも視聴できます。

桜井市議会

検索



一般質問

ごみの収集、運搬について



井戸 良美 議員

問 人口減少の割には、市内各地域で新興住宅地が増えており、その地域から排出される可燃ごみや資源ごみも増える。旧村などは、従来より収集場所もほぼ決まっておりますが、新興住宅地では通り抜けできない道路が多い。収集場所に関する市民の不満に対して、市長はどのように思われているのか。

答 日々のごみ収集で、集積所から遠いところにお住まいの皆さんにはご不便をおかけしている。ごみの集積所の設置に関しては、市民の利便性を考慮することも必要であるが、収集時の安全を確保することも重要であると考えます。また、安全にごみを収集するため、市民の皆さんのご理解とご協力が必要不可欠である。今後、通り抜けできない場所等での集積所については、現在の運用を基本としながらも、議員ご指摘のことを踏まえ、収集方法やルールを再検討して対応し取り組んでまいりたい。

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。次の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、

*公民権停止の対象となります。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

※選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。

①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は、禁止の対象から除かれます(政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります)。

●政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は違法ですが、罰則の対象からは除かれています(選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をしたりすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます)。

対象からは除かれています(選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をしたりすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます)。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。●政党その他の政治団体またはその支部に対するものは除かれます。

④後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をしたりすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます)。

るものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をしたりすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます)。

⑤年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状(電報等も含む)を出すことは禁止されています。

⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

<p>秘書等が代理で出席する場合の結婚祝</p> 	<p>地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入</p> 	<p>お祭りへの寄附・差入</p> 
<p>町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入</p> 	<p>みんなで徹底しよう 三ない運動</p> <p>贈らない! 求めない! 受け取らない!</p> <p>これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。</p>	<p>落成式・開店祝等の花輪</p> 
<p>病気見舞</p> 	<p>お歳暮・お年賀</p> 	<p>秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典</p> 
<p>入学祝・卒業祝</p> 	<p>葬儀の花輪・供花</p> 	

出典：「総務省」平成 26 年 12 月号